

地方自治法、まずはこれ!!

自治体職員のための

ようこそ 地方自治法

[第4版]

板垣勝彦著



A5判・232頁 定価2,530円(本体2,300円+税10%)



令和5年までの自治法改正を反映! 裁判例も大幅追加!
地方自治法をはじめて学ぶ人のために
第一法規

大ベストセラー待望の改訂版!

- 初めて地方自治法に触れる方のための“超”入門書。
- 法律書特有の難解な表現を極力用いない工夫をこらし、地方自治法の重要なポイントをスムーズに解説。
- 令和5年までの地方自治法改正について新たに記述した第4版! 辺野古紛争、泉佐野ふるさと納税事件、岩沼市議会事件など、近年の注目される最高裁判例を追加。『地方自治判例百選』が10年ぶりに改訂されたことを受けて、裁判例への言及を一層強化。

Chap. 6

国は自治体のしごとに口出しできるか 関与のしきみ

① 関与の三原則

(1) 関与とは

本章は技術的な規定の解説ばかりで、いきなり内容が難しくなって戸惑うかもしれません。本章の内容が理解できなくとも当面の実務に支障はありませんが、国と地方のやり取りのルールは、地方自治法の真髄です。初めて学ぶ方は、この本を一通り読み終わってから読むことをお勧めします。

さて、自治事務と法定受託事務を区別する最大の意義は、自治体に対する国の関与方法(第2号法定受託事務においては、市町村に対する都道府県の関与方法)が異なる点にあります。関与とは、自治体の事務処理に関する国(都道府県)の行政機関の行為のことです(法245条)。簡単にいえば、その事務の根拠法令を所管する各大臣が、自治体のしごとのやり方にあれこれと口を出すことを、関与とよぶわけです。以下では、第1号法定受託事務を念頭に説明します。

国は、自治体により事務が適正妥当に行われているかどうか、地方行政に対して関与することができます。しかし、好きなように関与できるわけではなく、「地方公共団体の自主性及び自立性が十分に發揮されるように」(法1条の2第2項)、様々な原則や要件に従わなければなりません。無制約な関与を認めれば、実態として機関委任事務の時代と変わらなくなってしまうからです。

特に重要なのが、①法定主義の原則、②一般法主義の原則、③公正・透明の原則です。これらは関与の三原則とよばれ、それぞれ、行政法学の一般法理である①法律の保留(=権限行使の局面の明確化)、②比例原則(=権限の抑制的な行使)、③適正手続(=公正・透明な権限行使)に対応しています。ただし、行政法学の一般法理が行政(国・自治体)と私人との関係を定めているのに対して、

Chap. 6 国は自治体のしごとに口出しできるか——関与のしきみ

法的拘束力をもつ類型が多くなります。

関与の基本類型(法245条)	
自治事務	(1) 努力義務を課すとどまり、法的拘束力をもたない類型 (ア)助言・勧告(1号イ)、(イ)資料の提出の要求(1号ロ)、(ウ)協議(2号) (2) 法的拘束力をもつ類型(厳重な要件の下に認められる) (エ)是正の要求(1号ハ)
法定受託事務	(1) 努力義務を課すとどまり、法的拘束力をもたない類型 (ア)助言・勧告(1号イ)、(イ)資料の提出の要求(1号ロ)、(ウ)協議(2号) (2) 法的拘束力をもつ類型 (エ)同意(1号ニ)、(エ)許可・認可・承認(1号ホ)、(エ)指示(1号ヘ)、 (エ)代執行(1号ト)

(1) 努力義務を課すとどまり、法的拘束力をもたない類型

(ア) 助言・勧告

国の行政機関が自治体に対して客観的に適当と認められる行為を促したり、その行為を行うに際して必要な事項を提示したりするのが、助言・勧告です(法245条の4)。助言・勧告に従うか否かは相手である自治体の任意であり、行政庁が私に対しても行う行政指導(行政手続法2条6号)に似ています。行政実務では、「技術的助言」や「通知」などとして発せられます(機関委任事務の時代は、「通達」が盛んに発せられました。名前は似ていますが、「通達」というのは上級行政機関が下級行政機関に対して内部的に発する命令のことです、「通知」とは意味合いが全く異なります)。なお、勧告の場合は尊重義務が課せられるので、助言よりも勧告の方が強い効果をもちます。しかし、勧告に結果として反する行為をしたとしても、それだけで違法になるわけではありません。

助言の例として、地方教育行政法48条は、文部科学大臣は都道府県・市町村に対して、都道府県教育委員会は市町村に対して、①学校等の教育機関の設置、管理、整備、②学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書等の取扱いの他学校運営、③学校における保健、安全、学校給食につ



目 次

Chap. 1 地方自治とはなにか

- 「自治」の意味
- 地方自治が必要な理由
- 「地方自治の本旨」
- まとめ

Chap. 2 地方自治の「むかしといま」

- わが国の地方自治の歴史
- 地方自治と法律
- 新たな分権の構想

Chap. 3 自治体にはどのようなものがあるか

- 地方公共団体の種類
- 都道府県と市町村
- 「平成の大合併」
- 合併のメリットとデメリット
- 特別地方公共団体

Chap. 4 自治体の住民

- 「住民」とは
- 住民の権利
- 住民の義務
- 住民参加・住民投票

Chap. 5 自治体のしごと ——自治事務と法定受託事務

- 地域における事務とその他の事務
- 自治事務と法定受託事務
- 以前の事務区分と分権改革による変更
- 条例による事務処理の特例
- 自治体相互の協力

Chap. 6 国は自治体のしごとに口出しきるか ——関与のしくみ

- 関与の三原則
- 関与の基本類型と具体例
- 関与に関するしくみ
- 処理基準の設定
- 国と地方の間の紛争裁判のしくみ

Chap. 7 自主行政権① ——自治体の経済活動とまちづくりの手法

- 自治体の経済活動
- まちづくりの手法

Chap. 8 自主行政権② ——決まりを守らない住民への対処と情報公開・個人情報保護

- 決まりを守らない住民への対処
- 情報公開・個人情報保護

Chap. 9 自主財政権

- 地方財政のしくみ
- 地方債
- 地方税
- 地方交付税
- 国庫補助金、国庫負担金、国庫委託金

Chap. 10 自主立法権

- 自主立法権
- 憲法と条例の関係
- 法律と条例の関係
- 様々な条例

Chap. 11 自治体の組織① ——議会と長

- 議会
- 長

Chap. 12 自治体の組織②

——委員会と委員、議会と長の関係、監査のしくみ

- 委員会と委員、附属機関、専門委員
- 議会と長の関係
- 監査のしくみ

Chap. 13 住民による自治体のチェック ——住民監査請求と住民訴訟

- 住民監査請求
- 住民訴訟
- 住民訴訟の諸問題

Chap. 14 公の施設の管理

- 自治体の財産管理
- 公共事業の実施①——自治体と契約
- 公共事業の実施②——土地取得のしくみ
- 公の施設の利用権
- 公の施設の設置・管理責任
- 指定管理者とPFI

Chap. 15 自治体職員が守るべき約束事 ——地方公務員法

- 自治体職員の採用
- 勤務関係の消滅
- 自治体職員の義務
- 自治体職員の責任
- 自治体職員の利益保護

今後の学習のために
事項索引／判例索引

詳細・試し読み・お申込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

→ 第一法規

検索

CLICK!



キ リ ト リ 線

申込書（第一法規刊）

自治体職員のためのようこそ地方自治法 [第4版]

●定価 2,530円（本体2,300円+税10%） [コード 095125]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

（いずれかを✓で選択ください。） 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりのご購入金額
(商品の税込価格+送料) の合計が

1万円以下の場合、330円（税込）
3万円以下の場合、440円（税込）
10万円以下の場合、660円（税込）

*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

年 月 日

ご住所

機関名

フリガナ
ご氏名

部署名

TEL
E-mail

□公用
□私用

—
—
—
—
—

お客様の個人情報の
取り扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(<https://www.daiichihioki.co.jp/support/contact/contact.php>)をフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル 0120-203-696 FAX 0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、
このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
■FAX.0120-302-640

書店印